

木の学校づくり－木造3階建て校舎の手引－（一部変更）

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行等に伴う
「木の学校づくり－木造3階建て校舎の手引－」の変更点

手引の変更点				変更理由
通し番号	手引頁	変更前	変更後	
①	7	(法 21, 22, 27, 61, <u>62</u> 条)	(法 21, 22, 27, 61 条)	旧法 62 条は削除され、法 61 条に統合されたため
②	7	中段表	<別表参照>	法 21 条（木造建築物等の耐火性能に係る制限の合理化）、法 61 条（防火地域及び準防火地域の建築物に関する規制の合理化）等の改正がされたため
③	9	(法 27 条、令 110 条、 <u>平 27 国告第 253、255 号</u> 、平 12 建告第 1358 号)	(法 27 条、令 110 条、 <u>令和 1 国告第 195 号</u> 、 <u>平 27 国告第 255 号</u> 、平 12 建告第 1358 号)	令和 1 国告第 195 号が施行されたことに伴い、平 27 国告第 253 号は廃止となったため
④	10	(平 27 国告第 255 号第 3 表 1, 2)	(平 27 国告第 255 号第 3 <u>(第 1 第 1 号口表 1, 2 を引用)</u>)	条ずれのため（表のみ）
⑤	11	(法 27 条、令 110 条、 <u>平 27 国告第 253、255 号</u>)	(法 27 条、令 110 条、 <u>令和 1 国告第 195 号</u> 、 <u>平 27 国告第 255 号</u>)	令和 1 国告第 195 号が施行されたことに伴い、平 27 国告第 253 号は廃止となったため
⑥	11	(平 12 建告 1358 号、昭 62 建告 1901, 1902 号、 <u>平 27 国告第 253 号</u>)	(平 12 建告 1358 号、昭 62 建告 1901, 1902 号、 <u>令和 1 国告第 195 号</u>)	令和 1 国告第 195 号が施行されたことに伴い、平 27 国告第 253 号は廃止となったため
⑦	13	(法 21 条の <u>改正</u>)	(法 21 条 2 項)	記載の修正のため
⑧	13	(法 21 条、令 109 条の <u>5</u> 、平 27 国告第 250 号)	(法 21 条、令 109 条の <u>7</u> 、平 27 国告第 250 号)	条ずれのため
⑨	13	(法 21 条、令 109 条の <u>5</u> 、平 27 国告第 250 号第 5)	(法 21 条、令 109 条の <u>7</u> 、平 27 国告第 250 号第 5)	条ずれのため
⑩	14	(法 21 条、令 109 条の <u>5</u> 、平 27 国告第 249 号)	(法 21 条、令 109 条の <u>7</u> 、平 27 国告第 249 号)	条ずれのため
⑪	14	(法 21 条、令 109 条の <u>5</u> 、平 27 国告第 250 号)	(法 21 条、令 109 条の <u>7</u> 、平 27 国告第 250 号)	条ずれのため

※ 法：建築基準法、令：建築基準法施行令、国告：国土交通省告示

※ 下線が変更のあった箇所。

※ 個別の地域の実情等により条件が異なるため、必ず関係法令等により確認していただくことが必要となります。

「木の学校づくり-木造3階建て校舎の手引-」 7頁 中段表

<変更前>

階数	防火地域 [用途：学校] (法27、61条)		準防火地域 [用途：学校] (法27、62条)			22条区域・その他地域 [用途：学校] (法21条、22条、27条)			
	4階建て以上	耐火構造		耐火構造			耐火構造		
3階建て	耐火構造		1時間準耐火構造			1時間準耐火構造 (※1)		1時間準耐火構造 (※1)	
2階建て	準耐火構造		外壁・軒裏の延焼部分は防火構造 準耐火構造			(※2) 45分準耐火構造 (※1)		1時間準耐火構造 (※1) (※3)	
1階建て									
延べ面積	100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超 ~1500㎡以下	1500㎡超	2000㎡未満	2000㎡以上	2000㎡未満	2000㎡以上
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 木造 3階建て校舎を建てられる範囲 法改正により規制緩和された範囲 </div>						軒高9m以下 かつ 最高高さ13m以下		軒高9m超 かつ 最高高さ13m超	

(※1) 3000㎡超のときには壁等により3000㎡毎に区画が必要

(※2) 22条区域：外壁・軒裏の延焼部分は防火構造 その他地域：特別な防耐火対策が不要

(※3) 2000㎡未満の場合は、1時間準耐火構造又は令115条の2第1号各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準に適合するものとする。

<変更後>

[赤字は、法改正により変更になった箇所]

階数	防火地域 [用途：学校] (法27、61条)		準防火地域 [用途：学校] (法27、61条)			22条区域・その他地域 [用途：学校] (法21条、22条、27条)			
	4階建て以上	耐火建築物又は 延焼防止建築物 (※4)		耐火建築物又は 延焼防止建築物 (※4)			耐火構造又は 火災時倒壊防止構造・避難時倒壊防止構造		
3階建て	[]		準耐火建築物又は 準延焼防止建築物 (※4)			1時間準耐火構造 (※1)		1時間準耐火構造 (※1)	
2階建て	準耐火建築物 又は 準延焼防止建築物		外壁・軒裏の延焼部分は 防火構造の建築物 又は 同等以上の延焼防止性能が確保された 建築物 (※6)			(※2) 45分準耐火構造 (※1)		1時間準耐火構造 (※1) (※3)	
1階建て									
延べ面積	100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超 ~1,500㎡以下	1,500㎡超	2,000㎡未満	2,000㎡以上	2,000㎡未満	2,000㎡以上
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 1時間準耐火構造の建築物であれば 木造3階建て校舎を建てられる範囲 [] 延焼防止建築物のうち国土交通大臣が定めた 構造方法 (※5) であれば木造3階建て校舎を 建てられる範囲 </div>						高さ16m以下		高さ16mを超えるもの	

(※1) 3,000㎡超のときには壁等により3,000㎡毎に区画が必要

(※2) 22条区域：外壁・軒裏の延焼部分は防火構造 その他地域：特別な防耐火対策が不要

(※3) 2,000㎡未満の場合は、1時間準耐火構造又は令115条の2第1号各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準に適合するものとする。

(※4) 主要構造部が、法27条の特定避難時間に基づく準耐火構造（避難時倒壊防止構造）であるものに限る。

(※5) 令和1国告第194号第2に掲げる基準に適合するものとする。（以下、概要を示す）

用途	主要構造部等への要求性能			条件となる仕様			
	外殻		内部 間仕切壁、 柱など	延べ面積	外壁開口部の 開口率	スプリンクラー設備	区画面積
	外壁	外壁開口部の 防火設備					
学校	75分準耐火構造	20分防火設備	1時間準耐火構造	3,000㎡以下	セットバック距離 s (m) に応じた開口率制限 s ≤ 1 → 0.05 1 < s ≤ 3 → s / 10 - 0.05 3 < s → 0.25	あり	500㎡以下

(※6) 令和1国告第194号第3又は第4に掲げる基準に適合するものとする。